【西支部　住民説明会】

宿毛市市街地における河川・海岸堤防の地震津波対策説明会　議事メモ

日　時：平成27年8月28日（金）19：00～20：40

場　所：片島公民館２F

出席者：西支部地区住民　34名

○県宿毛事務所より説明（別添資料）

【資料１】宿毛市市街地における河川・海岸堤防の地震津波対策（L2津波シミュレーション含む）

【資料２】松田川堤防の地震・津波対策

【資料３】海岸堤防の地震・津波対策

○質疑応答

Ｑ1：河川と海岸の構造の違いはありますか。河川は鋼矢板を打ち補強するのに対し、海岸は鋼矢板を打って補強しないのですか？

県 ：河川、海岸ともに嵩上げと堤防を補強することに変わりはありません。河川は設計がほぼ完了しているので、具体的な鋼矢板の絵をお見せしましたが、海岸については、現在、設計途中のため、工法が決定していません。鋼矢板で補強するのか、地盤改良等の別の工法となるのか検討中です。

Ｑ2：L1・L2津波高さはどのくらいですか。

県 ：場所によりますが、L2津波で何も対策をしてない場合、宿毛市役所でTP+6.4ｍ、宿毛中学校で6.7ｍ、宿毛フェリーで8.2ｍとなっています。

　　L1津波になると、松田川橋で4.3ｍとなっています。

　　津波高さは考え方が難しく、今の数値は津波が堤防を越流したときの高さで、津波を堤防で守った場合には、遡上してくるので、松田川橋のL1で6.4mと高くなります。

Ｑ3：堤防の嵩上げをし、津波が流入したあとポンプにて排水をすると言うことですが、何日かかるのですか？

県 ：検討会の結果では、国土交通省の中村河川国道事務所と大州河川国道事務所が保有する排水ポンプ車9台を配備するよう計画されています。地区によって異なりますが、片島地区では排水ポンプ車が全て配備されれば、堤防の事前対策ができていなければ31日かかり、対策済であれば2週間程度で排水が完了することとなっています。

Ｑ4：四季の丘前付近の国道は2.4mより低いです。道路が浸水し避難場所に指定されているが避難してきてもどこにも行けない状態となります。

県 ：宿毛駅付近も地盤高さが2.4ｍであるので、沈下後はゼロメートル地帯となります。

Ｑ5：与市明も2.4mくらいです。決壊すると津波が入ってきて、道路が冠水し身動き取れなくなります。避難方法は検討に入っていないのですか？

県 ：事前に堤防の対策をしていれば、海水が入ってこないので、沈下で下がった道路は、土のうを積んで盛り土をして道を作っていくこととなります。

検討会の中では、海側と四万十市の国道５６号からの両側から順次復旧させることになっています。

Ｑ6：２週間は避難場所で頑張らないといけないということですか。

県 ：あくまで想定です。

Ｑ7：対策方法が確定ではないとありますが、いつ確定するのですか？

県 ：河川は設計がほぼ終了しており、確定に近づいています。本年度から工事に着手し、５ヶ年で完成させる予定です。

　　海岸は、現在設計中であり年度内に設計を完成し、対策方法を決定します。工事は順調にいけば来年度中に着手することとなります。５ヶ年で新田・高砂・大深浦地区を完成させる予定であり、堤防の嵩上げと耐震化を行います。

Ｑ8：片島・大島は港で生活しています。漁業者の仕事があるため出入り口（陸こう）は必ず必要ですが、対応してくれるのですか？出入りができるかどうかを知りたいです。

県 ：利用者と協議をさせていただき、場合によっては堤防の位置を変えるなど、対応していきたいと考えています。陸こうは、管理者としては減らしていきたいので、今後個別に相談させていただく予定です。

Ｑ9：火事になると海水を使用します。防潮堤が高くなると、ポンプで取水できません。通常生活の中での利用時の対応を考えてもらわないと困ります。

県：今後、漁協や施設利用者の皆さんと協議をさせていただきます。

Ｑ10：内閣府の発表だと、L１津波が流入しないようにするのが基本となっています。家屋が倒壊し、西町は逃げる場所がありません。一時的にL1津波を防げるような、越えないような要素を入れてもらいたいです。

県：宿毛市はL1津波も非常に大きく、これを防ぐためには家の前に大きな壁を作ることとなります。特に、片島・大島地区は、海とのかかわりが深く、日常生活や生業に影響を与えることとなります。このような住民の意見にも配慮する必要があるため、L1津波に対する嵩上げは困難と考えています。

Ｑ11：L1とL2では沈下量が違うのではないですか？

県：広域地盤沈降は、最大でL2が2.4m、L1が0.73mとなっています。

　　今日の話は、L2の沈下量に対しての堤防の嵩上げなので、L1に対しては、差の1.7ｍ分が有効となり、L1津波自体に対しても効果的な高さとなります。

Ｑ12：池島（新港）から救援物資が搬入されることになっていますが、港湾施設の津波対策も必要ではないですか？今の防波堤では防げないと聞きます。2.4ｍも地盤沈下すれば機能しないのではないですか？どうなのですか？

県：検討会の中でも、新港は重要な位置づけとなっています。作業道のルートにしても海からと国道56号の両側から復旧することとなっています。また、災害時には、幡多地域の一次防災拠点港となっており、緊急物資の輸送等、重要な役割を担うこととなります。

また、新港は地盤が3.5ｍと高いため、地盤沈下しても港湾機能を有することとなり岸壁も耐震化されています。

Ｑ13：L１津波高までは対応できるとしながら、この計画のような対策をとっているところは他にあるのですか？

県：国の方針では、L1津波に対しては基本的に海岸堤防等で防御することとなっており、補助の対象となりますが、地域や地形の状況によっては、今回のようにL1津波対策までできない県があるかと思います。県内では、宇佐が現在取り組んでいます。

宿毛市は、L1津波が非常に高いため、海岸沿いの住民、特に片島・大島地区は海との関わりも非常に深く、堤防の嵩上げは日常生活の大きな支障となるため、長期浸水対策レベルが妥当ではないかと考えています。

このような住民意見にも配慮する要があるため、今後、堤防高さや防潮位置等について、施設利用者等の住民と、具体的に協議を行う予定です。

Ｑ14：堤防の嵩上げは長期浸水対策レベルが妥当ではないかと考えますが、

津波発生時、多くの人が助かるよう配慮できるように考えてもらいたいです。

県：東日本大震災においても、沖防波堤は津波で壊れたものの、堤防があることによって津波の到達時間や遡上高さが低くなるなど、大きな効果があったと検証されています。

Ｑ15：先ほどの説明で、ゲートは全て撤去するのですか？生活できなくなります。

県：誤解があったかもしれませんが、例えば、フェリー前の大きなゲートを閉鎖すれば、営業できなくなるので閉鎖はできません。このような生活や業を営む上で閉鎖できないゲートについては、自動化の検討を考えています。

すべて閉鎖することは難しいので、利用者と協議をしながら進めていきます。

Ｑ16：予算がかかるのではないですか？市内のゲートを撤去し、コンクリート閉鎖をしている箇所もあれば、油圧式のものもあります。地震発生の影響で、電源が作用しない場合はどうするのですか？

　　閉鎖や嵩上げすることで、日常の生活に影響があるため、もっと考えてもらいたいです。

県：防災技術も日々進歩しているので、現在は、震度5くらいを感知して自動に閉まるゲートも開発されており、これから検討していきます。

片島地区については、５年後から対策を始める予定であり、すべて閉鎖すると効果はありますが、住民の生活があるため、閉鎖できないところは自動化などの検討をしていきたいです。これから関係者と協議しながら決めていきます。また、住民の皆さんの生活に配慮したうえで必要最小限に閉めていきたいと考えています。

Ｑ17(高新)：事業費について、今の想定で河川・海岸でどのくらいになりますか？

・市の負担金は必要ですか？

・地元住民の合意形成は大変だが、どう計画に反映させていくのですか？

　　時間の余裕があるのですか？どう、意見をくみ取っていくのですか？

県：事業費については、検討段階であり、現時点では公表できません。

　　河川堤防は設計がほぼ完了していますが、海岸堤防が設計中のためお話できません。

　・負担金については、河川はありませんが、海岸は10％となっています。

　・合意形成については、宿毛市は地区の組織がしっかりしているため、まず、地区長連合会の役員会で説明し、その後、和田・宿毛・西の各支部の区長総会で説明し、現在、それぞれの支部で住民説明会を実施している段階です。本日が最後の住民説明会となります。しかしながら、仕事や時間の都合で来られない方も大勢おられますので、直に影響のある施設利用者や漁協の皆さんとは、話しをしながら進めていきたいと考えています。

全体の住民説明会としては、本日で終了となります。

Ｑ18：物資輸送について、海からと道路からの運搬となっていますが、空輸はないのですか？

県：被災の状況にもよると思います。被災が大きければ、東日本大震災のように米軍も来ていましたが、市長が自衛隊に出動を要請することとなるのではないかと思います。

Ｑ19：ヘリポートの設置予定はないのですか？

県：現在、宿毛市総合運動公園と幡多けんみん病院、工業団地にあります。

Ｑ20：地区長連合会の役員として、正直、今回の話は荷が重いです。区長会と県とのやり取りだけでなく、市役所の人がなぜいないのですか？漁協の方にも入っていただくとかしないと、私たちだけで決めるのは無理です。市を間に入れて欲しいです。（宿毛市内に県の事務所がないと思った発言）

県：市には以前から要請しており、これまでも入ってもらった地区があります。本日は都合がつかなかったため欠席となっています。

　　このような全体の住民説明会は本日が最後となります。

Ｑ21：聞きたいことがあれば、どこに問い合わせたらよいのですか？

県：我々も宿毛市内で生活しており、事務所も宿毛にあります。

宿毛事務所へ電話でも、来ていただいてもかまいません。